第207_期 定時株主総会 招集ご通知

■日時

平成29年6月29日(木曜日) 午前10時

■場所

和歌山市七番丁26-1 ダイワロイネットホテル和歌山 4階「グラン」

[末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。]

株式会社 紀陽銀行

証券コード:8370

目次	
第207期定時	持株主総会招集ご通知 1
インターネッ	トによる議決権行使のお手続きについて… 3
添付書類	
第207期事業	養報告 5
第207期計算	淳書類 27
第207期連絡	詰計算書類 29
監査報告書	31
株主総会参考	含書類
第1号議案	剰余金の処分の件35
第2号議案	定款一部変更の件 37
第3号議案	取締役(監査等委員である 41
	取締役を除く。) 9名選任の件
第4号議案	監査等委員である取締役 47
	6名選任の件
第5号議案	取締役(監査等委員である 51
	取締役を除く。)の報酬等の額
	設定の件
第6号議案	監査等委員である取締役の 51
	報酬等の額設定の件
第7号議案	ストック・オプション報酬 52
	等の額および内容決定の件
第8号議案	退任監査役に対し退職慰労 54
	金贈呈の件

株主の皆さまへ

和歌山市本町1丁目35番地株式会社 紀陽銀行

第207期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当行第207期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法(インターネット)により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成29年6月28日(水曜日)午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

故 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日(木曜日)午前10時

2. 場 所 和歌山市七番丁26-1

ダイワロイネットホテル和歌山

4階「グラン」

[末尾の [株主総会会場ご案内略図 | をご参照ください。]

3. 株主総会の目的である事項

報告事項 1. 第207期 [^{平成 28年 4} 月 1 日から] 事業報告および計算書類の内容報告の件

2. 第207期 【平成28年4月1日から】 連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第7号議案 ストック・オプション報酬等の額および内容決定の件

第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、下記の 行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

平成29年6月28日 (水曜日) 午後5時到着分まで

電磁的方法(インターネット)による議決権行使



後記の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」(3頁から4頁まで)をご参照のうえ、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当行の指定する議決権行使サイト(http://www.evote.jp/)にアクセスしていただき、画面の案内に従って議案に対する賛否を下記の行使期限までにご入力ください。

行使期限 平成29年6月28日(水曜日)午後5時まで

【重複行使の取り扱い】

- (1) 議決権行使書用紙とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 株主でない代理人および同伴の方など、株主以外の方は総会にご出席いただけませんのでご 注意願います。また、定款の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、代理権を 証する書面をご提出ください。
- 次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ①計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- 事業報告、計算書類、連結計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当行ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

当行ウェブサイト

http://www.kiyobank.co.jp/investors/ir/meeting/

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

当日ご出席の場合は、郵送(議決権行使書)またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

議決権行使サイトについて

※「iモード」は㈱NTTドコモ、「E Zweb」はKDD I ㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc. の商標または登録商標です。

■ パソコンまたはスマートフォンの場合



パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

議決権行使サイト(http://www.evote.jp/)において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使サイトへアクセス(パソコンの場合)



議決権行使サイト http://www.evote.jp/

11「次の画面へ」をクリック。

■ 携帯電話の場合



携帯電話による議決権行使は i モード、E Z w e b、Y a h o o ! ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、T L S 暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。議決権行使サイト(http://www.evote.jp/)において、議決権行使書用紙に記載された「ログイン I D」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って替否をご入力ください。



[携 帯 電 話 用] [二次元コード]

機関投資家の皆さまへ

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人さまを含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使は、平成29年6月28日(水曜日)の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

電話 0120-173-027

(受付時間9:00~21:00、通話料無料)

ログインする



- 2 お手元の議決権行使書の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力。
- **3「ログイン**」をクリック。

メニューから議決権行使を選択



- 4 現在のパスワードを「現在のパスワード入力欄」に、新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード(確認用)入力欄」の両方に入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意願います。
- 5 [送信] をクリック。

ご注意事項

- 株主さま以外の第三者による不正アクセス("なりすまし")や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の 株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインⅠD」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使書用紙とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は、株主さまのご 負担となります。また、スマートフォンまたは携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他スマートフォ ンまたは携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

賛否をご入力ください。 以降は画面の入力案内に従って

添付書類

第207期 【平成28年4月1日から】 事 業 報 告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

当行グループは、銀行業務を中心に、電子計算機関連業務、事務代行業務、信用保証業務、クレジットカード業務、リース業務等金融サービスにかかる事業を行っております。これらグループ企業の総力を結集することで、お客さまの様々なニーズにお応えできる質の高い金融サービスを提供することにより、地域の発展に貢献するとともに、経営基盤の強化に努めております。

国内経済

当期のわが国経済は、世界景気の回復を背景に企業収益が改善し、設備投資に持ち直しの動きがみられるなか、個人消費においても、雇用・所得環境が堅調に推移するもとで底堅く推移し、緩やかながらも回復基調となりました。しかしながら、足元の経済動向は、米国の保護主義的な動きや金融政策正常化に向けた影響、中国をはじめアジア新興国及び資源国等の海外経済の不確実性などを背景に、一部不透明な状況となっております。

地域経済

和歌山県経済は、年度前半は記録的な猛暑の影響など個人消費の一部に弱さがみられ、輸出についても新興国経済の低迷や原油安の影響等により減少となりましたが、京奈和自動車道の関連工事などによる公共工事や生産活動に持ち直しの動きがみられました。年度後半は輸出に上向く兆しがみられたものの、企業部門や個人消費が伸び悩み、全体として停滞感がみられました。

このような状況下、和歌山県では、大河ドラマ「真田丸」の効果や、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の22ヵ所の追加登録決定などによる集客がみられ、さらに「水の国、わかやま」キャンペーンによる情報発信などにより、県内を訪れた観光客数は前年比104.4%の約3,487万人、また、外国人宿泊者数も前年比117.0%の約50万人と双方にて過去最高を更新しました。

また、大阪府経済については、年度前半は住宅投資や公共投資が増加傾向にあり、 雇用に改善の動きがみられたものの、個人消費に一服感がみられ、自動車の計画減産 や世界的なスマートフォン需要の減退等もあり、生産活動に弱い動きがみられまし た。年度後半は公共投資が減少するなか、住宅投資は引き続き増加し、輸出と生産活 動に持ち直しの動きがみられるなど、全体として緩やかな回復となりました。

このような状況下、大阪府では、大型テーマパークの入場者数が新アトラクションの投入などにより前年比105.0%の1,460万人と過去最高を更新し、関西国際空港では、格安航空会社を中心とした便数の増加が相次ぐなど、総旅客数・発着回数ともに過去最高を更新するなど、訪日外国人旅客数の増加を背景に大阪府内、特に大阪市内では宿泊施設の新設開業や大型ホテルの建設計画が多くみられました。

金融情勢

金融面における長期金利(10年物国債利回り)については、年度前半は日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」のもと、マイナス領域での推移が続いていましたが、年度後半は、昨年9月に導入された日本銀行による「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」のもとで概ね0%近辺での推移となりました。株式市場は、年度前半は英国の国民投票の結果を受けて大きく下落する局面もありましたが、年度後半は、米国大統領選挙以降、米国の株価上昇や円安ドル高等が進み、年度末の日経平均株価は18,000円台後半までの上昇となりました。為替市場は、英国の国民投票の結果等を受けて1ドル99円台まで円高ドル安となったものの、米国の大統領選挙以降、日米金利差の拡大等を受けて円安ドル高となり、年度末は1ドル112円台となりました。

当行グループの業況

このような金融経済環境下、当行グループは、目指す銀行像「銀行をこえる銀行へ(お客さまの期待や地域の壁をこえ、銀行という枠をこえることを目指します。)」の基本方針のもと、お客さまの利便性向上に努めるとともに、より充実した金融商品、金融サービスの提供に注力し、業績の向上と経営体質の強化に取り組んでまいりました。

これらの取組みの結果、第207期の決算は次のとおりとなりました。

<決算概要>

当期の損益につきましては、役務取引等収益が、事業性取引に係る手数料収入の増加などにより前期比増加いたしました。しかしながら、依然厳しい収益環境が続く中、本業収益の中心である貸出金利息が利回り低下を主因に前期比減少し、また、有価証券関係損益は、前期に比べ売却益の計上が少なかったことや、外国債券を中心に有価証券ポートフォリオ改善目的の売買による売却損を計上したこともあり前期比減少いたしました。

以上などにより、連結経常収益は754億85百万円、連結経常費用は619億23百万円、連結経常利益は135億62百万円となりました。

<主要勘定の状況>

当期末の主要勘定の状況は、次のとおりとなりました。

貸出金は、期中818億円増加し、2兆8,128億円となりました。

預金は、法人預金が増加したものの、個人預金等の減少により、期中302億円減少し、3兆8,229億円となりました。

有価証券は、期中1,333億円増加し、1兆3,056億円となりました。

また、連結自己資本比率(国内基準)は、9.70%(速報値)となりました。

<店舗及び店舗外ATM>

当行は、お客さまの利便性の更なる向上と営業基盤の強化のため、店舗体制の構築に継続的に取り組んでおります。

当期におきましては、昨年5月に「守□支店」を開設し、同時に守□支店内に「紀陽守□住宅ローンセンター」を併設いたしました。また、6月には「泉ヶ丘駅前支

店」を泉北高速鉄道「泉ヶ丘駅」前の商業施設「泉ヶ丘駅ひろば専門店街」内に開設し、資産運用やローンなどのご相談を中心に承る「大阪府南部におけるリテール営業の基幹拠点」と位置づけ、平日の営業時間の延長や日曜営業を実施しております。さらに11月には、「大阪北支店」を国道1号「西天満」交差点から北へ約100mの梅田UNビル1階へ移転するとともに、店名を「西天満支店」とし、法人・事業主専用の店舗から個人のお客さまもご利用いただけるフルバンキングの店舗へ変更いたしました。

上記の取組みにより、当期末現在の店舗数は111か店、(和歌山県68か店、大阪府40か店、奈良県2か店、東京都1か店)となりました。

一方、店舗外現金自動設備におきましては、昨年6月に「岩出支店岩出北出張所」を「岩出支店オークワミレニアシティ岩出店出張所」に名称変更のうえ、隣接する商業施設へ移設し、7月には「岬支店岬公園出張所」を南海電鉄「みさき公園駅」敷地内に移設いたしました。また、本年1月には「加茂郷支店下津出張所」を「加茂郷支店下津駅出張所」に名称変更のうえ、JR下津駅前へ移設し、さらに3月には新宮市役所の新庁舎完成に伴い「新宮支店新宮市役所出張所」を新設し、当期末現在の店舗外現金自動設備の設置場所は161か所となり、お客さまの利便性の更なる向上を図りました。

<商品・サービス>

当行は、顧客満足の向上のため、お客さまのニーズにお応えする新商品・新サービスの提供に積極的に取り組んでおります。

個人部門での取組みとしては、昨年4月にスマホアプリにより口座開設のお申込み が可能な「紀陽銀行 スマホ口座開設アプリ」の取扱いを、5月にお客さまのお申し 込み手続き等にかかる時間の短縮を目的として投資信託の注文受付のペーパレス化を 行いました。また、近年社会問題となりつつある空き家問題を受け、8月より、空き 家の改築や取壊し、解体後の土地を有効活用するための資金等に対応可能な「紀陽 空き家解体・活用ローン の取扱いを開始いたしました。12月には、個人のお客さ まのあらゆる資金ニーズに柔軟に対応できる「紀陽 不動産担保ローン」の取扱いを 開始いたしました。本年1月には「紀陽モバイル・インターネットバンキング(個人 向け)」のご利用時間を24時間に延長し、当行本支店間の振込が夜間休日も即時に入 金されるようになりました。同時期にインターネット上のお買い物やオークションの お支払いでご活用可能な「Yahoo!ウォレット」における「預金払い」や 「Yahoo!マネー」に対する当行のお客さま口座からのチャージ対応も実現いたしま した。2月には、「紀陽JCBデビットカード」の取扱いを開始いたしました。これは、 全国のJCBブランドの加盟店でお使いいただくことができ、ご利用の都度ご指定の預 金口座から口座残高範囲内で即時にご利用代金が引き落とされ、ご利用金額に応じて JCBのポイントプログラム「OkiDokiポイント」を貯めることができる商品です。な お、「紀陽銀行 スマホロ座開設アプリー及び「紀陽JCBデビットカード」はいずれ も、関西に本店を有する金融機関として初の試みとなります。当行は、これからもお 客さまのニーズに本気でお応えできる「銀行をこえる銀行」を目指し、最適な商品・ サービスをご提供してまいります。

法人部門では、昨年6月より、地域の優良企業と共同で取り組むCSR活動のひとつ

として「紀陽CSR私募債」の取扱いを開始いたしました。これは、当行が私募債を発行される企業さまから受け取る手数料の一部を、地域の学校や福祉施設、環境保全や文化財、世界遺産保護を行う団体等へ寄贈を行う商品です。寄贈対象先については、発行企業さまにお選びいただくことができ、地元の小学校や支援学校、医療機関等、様々な団体さまへ寄贈を行っております。また、当行の営業エリアは「南海トラフ巨大地震」や「東海・東南海・南海3連動地震」の発生が予想される地域であることから、9月より防災施設等の建設や耐震化及び事業継続にかかる資金にご利用いただける「ビジネスレジリエンス対策ローン」の取扱いも開始しております。本商品では特に「国土強靭化貢献団体認証(レジリエンス認証)」取得企業さま等について、融資利率や融資期間を弾力的に運用し、よりご利用いただきやすい商品としております。このほかにも、和歌山県内の事業者さまにご利用いただきやすい融資利率で資金を提供する小口融資「わかやま応援融資」や、事業者さまの成長可能性や、持続可能性に着目して金融支援を行う「事業性評価ファンド」など、地方創生に向けた様々な取組みを行っております。

当行では、地域のお客さまとのリレーションシップを強化し、地域金融の一層の円滑化に資するとともに、産(地域企業等)・学(大学等)・官(地方公共団体等)とも連携し、地域経済の発展に取り組んでおります。

具体的な取組みとして、観光分野においては、昨年8月に和歌山県の地域資源である古民家等の活用支援を目的として、一般社団法人ノオトと「歴史的建築物活用に係る包括連携協力に関する協定」を締結いたしました。地域の皆さまにも、和歌山県内における古民家等を活用した地域づくりの可能性について知っていただくため、10月には「わかやま古民家活用セミナー」、11月、12月には「わかやま古民家活用ワークショップ」を開催いたしました。医療分野においては、本年3月に、和歌山県立医科大学と連携し、「医療現場におけるニーズ発掘」をテーマとして、これまで企業と連携してきた事例紹介や、医療現場のニーズ発表を行い、お取引先に医工連携をご検討いただける場として「異業種交流会『医工連携セミナーin和医大』」を開催いたしました。人材採用分野においては、昨年6月には近畿大学生物理工学部にて、7月には和歌山大学にて、本年3月には和歌山工業高等専門学校にて、就職活動を控える学生を対象とした「合同企業説明会」を開催いたしました。

<社会貢献活動などのCSRの取組み>

当行グループは、「環境問題への取組み」及び「社会貢献活動への取組み」を行動 憲章に掲げ、地域社会とともに歩む「良識ある企業市民」として、地域の環境保全活 動や、芸術文化・スポーツ振興支援をはじめとする地域・社会貢献活動に取り組んで おります。

環境保全活動の一環として、平成18年より、和歌山県が展開する森林の環境保全を目的とした「企業の森」事業に参画し、植栽の実施と毎年の下草刈り活動に取り組み、昨年11月には、新たな活動地において植栽を開始いたしました。また、和歌山県が誇る世界遺産熊野古道の参詣道環境保全活動にも取り組んでおります。これは、台風などにより被害を受けた参詣道の傷みを修復するもので、役職員によるボランティア活動を通して、地域の環境価値と文化価値の継承に貢献しております。また、昨年6月には、「紀陽CSR私募債」の取扱いを開始いたしました。これは当行が地域の

優良企業と共同で取り組むCSR活動であります。

社会貢献活動の取組みとしては、芸術と文化を通じた豊かな地域社会づくりを目指し、平成7年に一般財団法人紀陽文化財団を設立いたしました。その事業として、年2回クラシックコンサートを開催するほか、和歌山県立近代美術館・博物館で開催される展覧会に地域の皆さまをご招待しております。一方、スポーツを通じた社会貢献活動として、当行女子バスケットボール部「紀陽ハートビーツ」による地元小中学生を対象としたバスケットボールクリニック(ジュニアへの指導)を開催しております。その他、各種大会への協賛及び地域イベントへの参加など、地域に密着した社会貢献活動に積極的に取り組んでおります。

また、地域の金融教育にも注力し、和歌山県が展開する「産業人材育成支援事業」の一環として、和歌山大学や和歌山工業高等専門学校などにおいて当行役職員が講義を行うほか、特定非営利活動法人キャリア・ファシリテーター協会と協力し、「働くこととお金」について学ぶ金銭基礎教育プログラム「MoneyConnection®」を高校生に提供しております。

このほかにも、公益社団法人「小さな親切」運動本部に加入し、毎年、同会の活動の一環として、各営業店エリアにおける清掃活動や地元の催し物へのボランティア参加、献血への協力などの活動を展開しております。

対処すべき課題

当行グループは、現在、平成27年4月より平成30年3月までの3か年を計画期間とした「第4次中期経営計画」への取組みを行っております。

本計画は、新たに制定したブランドスローガン「銀行をこえる銀行へ(お客さまの 期待や地域の壁をこえ、銀行という枠をこえることを目指します。)」を目指す銀行像 と定め、平成36年3月期までの長期的な展望に視座を据えた最初の中期計画として 位置づけており、主要テーマである「地元地域(和歌山・大阪)の特性に応じ、明確 な地域別戦略のもとで成長速度を高める」のもと、以下の4点を主要戦略と掲げ、経営基盤の強化に努めております。

①永続的に地域を支えるための経営効率向上

将来にわたって地元地域を安定的に支え続けるため、経営効率の向上を図るべく、店舗チャネルと営業体制の抜本的な見直しに取り組んでまいります。

並行して本部組織の営業店支援機能強化にも取り組み、多様かつ高度な総合金融サービスをさらにスピーディにお客さまに提供することで、リレバン推進体制を強化してまいります。また、ポジティブアクション推進や積極的な女性登用による戦力強化も図ってまいります。

②規模を利益につなげる営業推進強化

スピード感ある「リレバン型営業」を従来以上に徹底することで、地域貢献を通じて貸出先数の増加と貸出残高・収益の増強を図ってまいります。大阪府内については取引先数増加による個人営業基盤強化と併せて、預かり資産営業体制の強化を進めてまいります。

お客さまに選んで頂ける銀行であり続けるために、競争力の高い中核人材の育成に取り組むとともに、市場運用部門を収益の柱の一つとし、運用対象・手法の多様

化を進めながら運用力強化を図ってまいります。

③市場における企業評価・ブランド力の向上

大阪府内での営業プロモーションを強化し、和歌山県内と同等の認知・信頼を得るべく取組みを重ね、人材採用面においても大阪府内学生層への一層の浸透を図り、和歌山・大阪両府県での人材強化を図ってまいります。

また、株価向上と格付向上の両面を意識し、内部留保とのバランスのとれた株主還元充実策について検討を進めるなど、企業価値の更なる向上を図ってまいります。

④経営管理態勢の更なる強化

地域とお客さまの更なる信頼に応えるベくコンプライアンスの徹底を図り、大規模災害対策を含めた業務継続計画(BCP)の高度化を進め、当行の資本水準、リスク特性等を踏まえた統合的リスク管理を実践することなどにより、前述の3つの主要戦略を支え、健全な成長を維持すべく、経営管理態勢の更なる強化を図ってまいります。

また、当行グループは、昨今の金融環境の変化を踏まえ、地域のお取引先に対するより一層の金融仲介機能の発揮や本業支援の強化を通じて、地元地域における更なる存在感の向上を図るとともに、お取引先のご成長・ご発展及び地域経済の活性化に貢献できるよう努めてまいります。

当行グループの存立基盤は地域社会であります。「良識ある企業市民」として、社会的責任と公共的使命を十分に認識し、健全な事業活動ならびに社会貢献活動を通じて、地域社会からの揺るぎない信頼の確保に引き続き努めてまいります。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位:億円)

	平成		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
経	常	収	益	763	742	815	754
経	常	利	益	148	152	214	135
親会社	株主に帰属	属する当期	純利益	104	112	170	110
包	括	利	益	94	358	43	66
純	資	産	額	1,829	2,152	2,148	2,179
総	道	Ĩ	産	40,585	42,778	44,463	48,704

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位:億円)

			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
預		金	35,896	37,324	38,598	38,299
	定期性	預 金	18,232	18,974	19,519	18,078
	そ の	他	17,664	18,349	19,079	20,221
社		債	200	200	130	100
貸	出	金	26,079	26,681	27,383	28,205
	個人「	句 け	8,061	7,978	8,053	8,139
	中小企業	向け	11,254	11,195	11,412	11,906
	そ の	他	6,763	7,506	7,917	8,159
商	品有価	証券	5	5	2	1
有	価 証	券	11,295	12,851	11,747	13,080
	玉	債	4,634	5,202	4,329	3,948
	地 方	債	1,512	1,477	1,729	2,507
	そ の	他	5,148	6,171	5,688	6,624
総	資	産	40,503	42,613	44,362	48,612
内	国為替取	扱 高	293,442	293,294	301,800	300,553
外	国為替取	. 扱 高	百万ドル 1,198	百万ドル 1,301	百万ドル 1,274	百万ドル 1,498
経	常利	益	百万円 15,796	百万円 15,578	百万円 21,597	百万円 12,145
当	期純	利益	百万円 12,094	百万円 12,317	百万円 17,695	百万円 10,204
1	株当たり当期	純利益	円 173 24	円 銭 171 09	円 349 07	円 145 97

⁽注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

^{2.} 平成25年度の1株当たり当期純利益については、当行は、平成25年10月1日に株式会社紀陽ホールディングスを吸収合併しており、株式会社紀陽ホールディングス普通株式10株につき当行普通株式1株の割当てを行ったため、平成25年度の期首に当該割当てが行われたと仮定して算出しております。

(3) 企業集団及び当行の使用人の状況

イ. 企業集団の使用人の状況

				当 年	度	末	前 年	度末
				銀行業	そ	の他	銀行業	その他
使	用	人	数	2,347人		305人	2,312人	327人

(注) 使用人数は、就業者数で記載しており、執行役員、嘱託及び臨時雇員を含んでおりません。

ロ. 当行の使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	2,347人	2,312人
平 均 年 齢	38年04月	38年05月
平均勤続年数	15年03月	15年05月
平均給与月額	335千円	352千円

- (注) 1. 使用人数は、執行役員、嘱託及び臨時雇員並びに出向者を含んでおりません。
 - 2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

① 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
和 歌 山 県	店 うち出張所 68 (7)	店 うち出張所 68 (7)
大 阪 府	40 (—)	38 (—)
奈 良 県	2 (—)	2 (—)
東 京 都	1 (—)	1 (—)
合 計	111 (7)	109 (7)

- (注) 1. 和歌山県の営業所数の中にはインターネット上の仮想店舗であるインターネット支店が含まれます。
 - 2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を161か所(前年度末165か所)、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による共同の店舗外現金自動設備を11,874か所(うち当行管理分135か所)[前年度末11,164か所(うち当行管理分132か所)] それぞれ設置しております。また、株式会社セブン銀行(店舗外現金自動設備21,827か所)[前年度末20,846か所]とも提携しているほか、株式会社イオン銀行(店舗外現金自動設備5,080か所)[前年度末4,984か所]、株式会社ステーションネットワーク関西(店舗外現金自動設備107か所)[前年度末107か所]、株式会社イーネット(店舗外現金自動設備13,592か所)[前年度末13,536か所]とも提携をしております。
 - 3. このほか、両替業務を主とする関西国際空港出張所 (泉佐野市)、商品・サービスの案内を主とする紀陽銀行 i プラザイズミヤ和歌山店出張所 (和歌山市)、資産運用相談を主とする紀陽お城の前の相談室 (和歌山市)、中小企業・個人事業主の方々に融資に精通した専門員が対応する紀陽ビジネスセンター (和歌山市)、住宅関連融資の相談受付を主とする紀陽住宅ローンセンター (和歌山市)、紀陽東岸和田住宅ローンセンター (岸和田市)、紀陽和泉中央住宅ローンセンター (和泉市)、紀陽堺住宅ローンセンター (堺市堺区)、紀陽堂島住宅ローンセンター (大阪市北区)、紀陽大阪中央住宅ローンセンター (大阪市中央区)、紀陽高田住宅ローンセンター (大和高田市)、紀陽八戸ノ里住宅ローンセンター (東大阪市)、紀陽富田林住宅ローンセンター (富田林市)、紀陽江坂住宅ローンセンター (吹田市)、紀陽守口住宅ローンセンター (守口市)を設置しております。

② 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
守 口 支 店	大阪府守口市京阪本通1-2-3損保ジャパン日本興亜守口ビル4階
泉ヶ丘駅前支店	大阪府堺市南区茶山台1丁2番3号

- (注) 1. 当年度において大阪北支店を两天満支店に店名変更し移転いたしました。
 - 2. 上記の他、紀陽守口住宅ローンセンターを守口支店内に開設いたしました。
 - 3. 当年度において店舗外現金自動設備を新宮支店新宮市役所出張所の1か所を設置いたしました。
 - 4. 当年度において店舗外現金自動設備のうち、岩出支店岩出北出張所(岩出支店オークワミレニアシティ岩出店出張所に名称変更)、岬支店岬公園出張所、加茂郷支店下津出張所(加茂郷支店下津駅出張所に名称変更)の3か所を移転いたしました。
 - 5. 当年度において店舗外現金自動設備のうち、松江支店古屋出張所、岬支店深日港駅前出張所、橋本支店 橋本市民病院出張所、和泉寺田支店イズミヤ和泉府中店出張所、本店営業部南海和歌山市駅改札口前出 張所の5か所を廃止いたしました。
 - 6. 当年度において店舗外現金自動設備のうち、水道路支店和佐出張所を同敷地内にて建替えいたしました。また朝来支店朝来駅前出張所は同敷地内にて建替えのため、平成29年1月11日から平成29年4月26日まで休止(平成29年4月27日リニューアルオープン)、本店営業部南海和歌山市駅出張所は南海和歌山ビル建替えのため、平成29年4月1日から平成29年7月中旬まで休止しております。(平成29年7月中旬リニューアルオープン予定)

口. その他

銀行業以外のその他の事業については、「(6) 重要な親会社及び子会社等の状況」をご参照ください。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位:百万円)

事業セグメント	金	額	
銀行業		1,663	
その他		79	
合 計		1,742	

口. 重要な設備の新設等

(単位:百万円)

事業セグメント	内	容	金	額
4月/二光	店舗新設・移転			415
銀行業	事務機器			207

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
紀 陽 ビ ジ ネ スサービス株式会社	和歌山市中之島 2240番地	事務代行業務	平成15年9月30日	60百万円	100%	-
阪和信用保証株式会社	和歌山市中之島 2240番地	信用保証業務	昭和54年7月11日	480百万円	100%	-
紀 陽 リ - ス · キャピタル株式会社	和歌山市 七番丁24番地	リース業務 ベンチャー キャピタル業務	平成8年1月9日	150百万円	66.7% (40%)	(注) 1
株式会社紀陽カード	和歌山市本町 四丁目45番地	クレジットカード業務	平成2年9月5日	60百万円	55% (50%)	(注) 1
株 式 会 社 紀 陽カードディーシー	和歌山市本町 四丁目45番地	クレジットカード業務	平成2年9月5日	90百万円	88.2% (12.7%)	-
紀陽情報システム 株 式 会 社	和歌山市中之島 2240番地	電子計算機関連業 務	昭和60年2月1日	80百万円	50%	(注) 1

- (注) 1. 銀行法施行規則第14条の12第1号に規定する子法人等であります。
 - 2. 当行が有する子会社等の議決権比率欄の() 内は間接所有の比率であります。
 - 3. 当行の連結対象子会社は6社であります。 当期の連結経常収益は75,485百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は11,028百万円であります。

重要な業務提携の概況

- 1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス(略称ACS)を行っております。
- 2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連 (農林中金、信連を含む)、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス (略称MICS) を行っております。
- 3. 地銀ネットワークサービス株式会社(地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS) において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
- 4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れ等のサービスを行っております。
- 5. 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス、株式会社イーネット、株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内等に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び預入れ等のサービスを行っております。
- 6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出 し等のサービスを行っております。
- 7. 株式会社ステーションネットワーク関西との提携により、駅構内等に設置した現金 自動設備、通称「Patsat」による現金自動引出し等のサービスを行っております。

(7) **事業譲渡等の状況** 該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社役員(取締役及び監査役)に関する事項(1)会社役員の状況

(年度末現在)

	氏	名		地位及び担当	重要な兼職
片	Ш	博	臣	(代表取締役) 取締役会長	
松	岡	靖	之	(代表取締役) 取締役頭取兼頭取執行役員	
島		慶	司	取締役常務執行役員 大阪支店 長 取締役常務執行役員	
爲	岡	英	喜	人事部・総務部・ リスク統括部担当	
今	村	裕	_	融 資 部 担 当	
竹	中	義	人	取締役常務執行役員経営企画部担当	
	野	和	彦	経 空 画 部 担 当 取 締 役 執 行 担 財 締 役 執 行 役 財 締 役 執 行 役	
明	樂	泰	彦	本席営業部長	
吉	村	宗	_	取締役執行役員 業務監査部担当	
水	野	八	朗	取締役(社外取締役)	弁護士水野法律事務所代表
Ш	中	俊	廣	取締役(社外取締役)	山中俊廣公認会計士事務所代表 学校法人大阪成蹊学園常任監事 高田機工株式会社監査役(非常勤)
樋		勝	=	監査役(常勤)	
葉	糸	正	浩	監査役(常勤)	
松	Ш	雅	典	監 査 役(社 外 監 査 役)	弁護士法人淀屋橋・山上合同社員 株式会社淺川組取締役(非常勤)
大	4	勝	之	監査役(社外監査役)	
<u>∐</u>	野		裕	監査役(社外監査役)	

- (注) 1. 取締役水野八朗氏、取締役山中俊廣氏、監査役松川雅典氏、監査役大平勝之氏、監査役山野 裕氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 2. 監査役松川雅典氏は、弁護士の資格を有しており、法務・財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 3. 監査役大平勝之氏は、和歌山県出納長を4年務め、和歌山県信用保証協会理事長及び関西国際空港株式会社監査役等を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 監査役山野 裕氏は、南海電気鉄道株式会社の経理部長等を7年担当後、同社代表取締役専務等を歴任 しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 5. 取締役の担当等の異動(平成29年4月1日付)

(氏名) (地位及び担当)

爲岡英喜 取締役常務執行役員 経営企画部担当

竹中義人 取締役常務執行役員 東京本部長兼東京支店長 吉村宗一 取締役執行役員 業務監査部・リスク統括部担当

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位:百万円)

	区分		支給人数	報酬等
取	締	役	12人	265 (0)
監	査	役	6人	5 4
	計		18人	3 2 0 (0)

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. ()内は報酬以外に支払われた金額です。
 - 3. 「報酬等」には、株式報酬型ストック・オプション報酬額23百万円を含めております。 また、取締役の使用人としての報酬9百万円は含めておりません。
 - 4. 取締役の報酬限度額は、平成25年6月27日開催の第203期定時株主総会において、年額500百万円以内(うち社外取締役20百万円以内)、また、監査役の報酬限度額は、年額100百万円以内と決議いただいております。

取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第205期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

- 5. 役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続は以下の通り定め、本方針に基づき報酬額等を決定して おります。
 - ・役員の報酬については、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、取締役については社外取締役が出席する取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定する。
 - ・取締役(社外取締役を除く)の報酬体系は、役位などによる固定報酬部分、取締役会で予め定めた経営指標の達成率や担当部門別の業績により決定される業績連動報酬部分及び株式報酬型ストック・オプションとする。
 - ・監査役及び社外役員の報酬体系は、固定報酬部分のみとする。
- 6. 当行は、平成16年6月29日開催の第194期定時株主総会の時をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し、第194期定時株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。

(3) 責任限定契約

	氏	名		責任限定契約の内容の概要
水	野	八	朗	
Ш	中	俊	廣	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を
松	Ш	雅	典	行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任
大	平	勝	之	の限度とする契約を締結しております。
Ш	野		裕	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

	氏	名		兼職その他の状況
水	野	八	朗	弁護士水野法律事務所代表
Ш	中	俊	廣	山中俊廣公認会計士事務所代表 学校法人大阪成蹊学園常任監事 高田機工株式会社監査役(非常勤)
松	Ш	雅	典	弁護士法人淀屋橋・山上合同社員 株式会社淺川組取締役(非常勤)
大	<u>111</u>	勝	之	
Ш	野		裕	

- (注) 1. 取締役山中俊廣氏は、学校法人大阪成蹊学園の常任監事を兼務しており、学校法人大阪成蹊学園と当行との間には通常の銀行取引があります。また、高田機工株式会社の監査役を兼務しており、高田機工株式会社と当行は通常の銀行取引があります。
 - 2. 監査役松川雅典氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同の社員を兼務しており、弁護士法人淀屋橋・山上合同 と当行との間には特別な利害関係はありません。また、株式会社淺川組の取締役を兼務しており、株式会 社淺川組と当行は通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

	氏	名		在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
水	野	八	朗	3年6ヶ月	取締役会へは15回中15回出 席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、業務執行の適法性及び法務コンプライアンス関係について、発言・提言を行っております。
Ш	中	俊	廣	0年9ヶ月	取締役会へは11回中11回出 席しております。	主に公認会計士としての専門的見地から、当行財務及び会計関係について、発言・提言を行っております。
松	Ш	雅	典	14年9ヶ月	取締役会へは15回中14回、 また監査役会へは14回中13 回出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、法務コンプライアンス関係について、発言・提言を行っております。
大	平	勝	之	10年9ヶ月	取締役会へは15回中15回、 また監査役会へは14回中14 回出席しております。	当行財務及び会計関係 について、発言・提言 を行っております。
Ш	野		裕	1年9ヶ月	取締役会へは15回中15回、 また監査役会へは14回中14 回出席しております。	客観的・中立的な視点 で、当行の経営全般に ついて、発言・提言を 行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位:百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬額の合計	5人	25 (0)	_

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. ()内は報酬以外に支払われた金額です。

(4) 社外役員の意見

上記 (1) \sim (3) の記載内容に関し、特に記載すべき社外役員の意見はありません。

4. 当行の株式に関する事項

発行済株式の総数 70,300千株

(2) 当年度末株主数 18,073名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況					
株主の以石又は石削	持株数等	持株比率				
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,424 千株	3.46 %				
紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会	1,863	2.66				
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,822	2.60				
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,630 2.32					
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,363	1.94				
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	1,080	1.54				
株式会社島精機製作所	1,059	1.51				
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	1,048	1.49				
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託□1)	1,044	1.49				
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	950	1.35				

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数 (315,528株) を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を 有する者の人数
取締役	① 名称 株式会社紀陽銀行 第1回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成27年7月27日 ③ 新株予約権の数 108個 ④ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式10,800株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成27年7月28日から平成57年7月27日 ⑥ 権利行使価額(1株あたり) 1円 ⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	8名
(社外取締役を除く)	① 名称 株式会社紀陽銀行 第2回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成28年7月29日 ③ 新株予約権の数 175個 ④ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式17,500株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成28年7月30日から平成58年7月29日 ⑥ 権利行使価額(1株あたり) 1円 ⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	9名

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要					
執行役員	① 名称 株式会社紀陽銀行 第2回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成28年7月29日 ③ 新株予約権の数 91個 ④ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式9,100株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成28年7月30日から平成58年7月29日 ⑥ 権利行使価額(1株あたり) 1円 ⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	6名				

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称 当該事業年度に係る報酬等 その他 有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 新田 東平 指定有限責任社員 秋宗 勝彦 指定有限責任社員 北口 信吾 63 (注) 2、3

(単位:百万円)

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査 報酬の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価および分析、会計監査の職務遂行状 況並びに報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監 査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
 - 3. 当行は、会計監査人に対して、非監査業務として、非居住者に係る金融口座情報交換のための報告制度 および外国口座税務コンプライアンス法対応にかかる助言業務並びにシステムリスクについての外部監 査に相当する調査業務を委託しております。
 - 4. 当行、子会社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は63百万円です。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、公 序良俗に反する行為があった場合、その他会計監査人として相応しくないと判断し た場合において、当該会計監査人の解任または不再任について検討を行い、これを 妥当と判断した場合には、「会計監査人の解任または不再任」の議案を株主総会に 提出いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当行は、業務の適正を確保するための体制(いわゆる「内部統制システム」) 構築にかかる基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

- イ. 当行及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合 することを確保するための体制
 - 当行及びグループ会社の全役職員による法令・定款の遵守を徹底するため、次の措置をとる。
 - ① 「紀陽フィナンシャルグループの誓い」「紀陽フィナンシャルグループ行動憲章」「紀陽フィナンシャルグループ役職員行動規範」に基づき、紀陽フィナンシャルグループのコンプライアンスの取り組みについて、当行及びグループ会社の全役職員への浸透を図る。
 - ② 当行の「法令等遵守規程」に基づき、紀陽フィナンシャルグループの法令等 遵守に関する重要な事項を協議するため、原則毎月、「法令等遵守委員会」 を開催する。
 - ③ 当行の各部門におけるコンプライアンスの取り組みを徹底するため、法令等 遵守責任者を配置する。
 - ④ 「紀陽フィナンシャルグループ行動憲章」において「地域社会の秩序や安全に 脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底します。」 と定め、反社会的勢力に対しては「反社会的勢力等対応規程」において、組 織としての対応方針を明確にする。
 - ⑤ 当行は、法令違反や不正行為などのコンプライアンス違反の発生またはその 恐れのある行為等を早期に発見し是正するため、当行及びグループ会社の役 職員が不利な取扱いを受けることなく通報できる内部通報制度を運用する。
- □. 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制整備のため、文書管理に関する規程を定め、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。
- ハ. 当行及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 当行及びグループ会社の適切なリスク管理体制の整備のために次の措置をと る。
 - ① 当行が管理すべきリスクを明らかにし、多様なリスクを一元的に管理運営するため、「リスク管理規程」を策定する。
 - ② 当行グループ全体のリスクを総合的に把握、認識し、適切な対応策を協議するとともに、リスク管理体制が適切かつ有効に機能しているかをチェックするため、リスク管理委員会を設置する。
 - ③ 緊急事態の発生に伴う混乱を回避し、当行及びグループ会社の役職員、顧客

等来訪者の安全並びに営業の継続を確保することを目的として、緊急事態が 発生した場合の基本的な対策である「緊急時対策基本規程」を定める。

- 二. 当行及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 当行及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制整備のため、次の措置をとる。
 - ① 当行は、当行及びグループ会社の役職員の職務の執行が効率的になされるよう、当行及びグループ会社がそれぞれの職務分掌及び職務権限規程等の組織規程を定める等の体制を構築する。
 - ② 当行の各部門間の有効な連携、相互牽制の確保のため、重要事項について協議する経営会議、各種委員会等の有効な活用を行う。
 - ③ 当行の取締役会は、全行的な目標として中期経営計画及び年度事業計画を策定するとともに、その進捗状況について報告を受ける。
- ホ. 当行及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための 体制
 - 当行は、紀陽フィナンシャルグループの中核会社として、当行及びグループ会社が業務の適正を確保するための体制整備のため、上記イ.ハ.ニ.に記載の措置に加え、次の措置をとる。
 - ① 紀陽フィナンシャルグループのコンプライアンス並びにリスク管理に関する 規程等について、当行及びグループ会社への浸透を図る。
 - ② 当行は、グループ会社の運営管理に関する基本的な事項として、「関連会社管理規程」を定め、グループ会社に対する適切な管理・指導等を行う。
 - ③ グループ会社は、「関連会社管理規程」に基づき、必要な事項について、当行に都度協議または報告を行う。
 - ④ 当行内部監査部門は、グループ会社の業務の適正を確保するとともに、当行とグループ会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、定期的にグループ会社の監査を実施する。
- へ. 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における 当該使用人に関する事項
 - 当行の監査役より、その職務を補助するため使用人の配置の要請があった場合には、必要な人員を速やかに配置する。
- ト. 当行の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 当該使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性を確保するため、次の措置
 - をとる。
 ① 当該使用人は、当行の取締役の指揮命令を受けず、当該使用人への指揮命令権は当行の監査役に属するものとする。

- ② 当該使用人の人事考課等については当行の監査役が行い、人事異動については当行の監査役の同意を必要とする。
- チ. 当行の監査役への報告に関する体制、及び当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 当行の監査役に報告するための体制ならびに、当該報告をした者が報告をした ことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制整備のため、次の措置をとる。
 - ① 当行及びグループ会社の役職員は、法令等に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当行の監査役に対して当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならないものとする。
 - ② 当行及びグループ会社の役職員は、当行の監査役から担当部門の業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとする。
 - ③ 「監査役又は監査役会に対する報告に関する規程」において、当行及びグループ会社の役職員が当行の監査役に対して直接報告できることを定めるとともに、当該報告をしたことを理由とした不利な取扱いの禁止を明記する。また、当該報告を行った者が不利益を被ることのないことを当行及びグループ会社の役職員に周知徹底する。
 - ④ 当行の内部通報制度の所管部署は、当行及びグループ会社の役職員からの内部通報のうち重要事項を当行の監査役へ報告する。
- リ. 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の 当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 当行は、当行の監査役の職務の執行に伴い生ずる費用(弁護士等の外部の専門 家の費用を含む。)又は債務について、監査役の請求等に従い、速やかに適切 な処理を行う。
- ヌ. その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制整備のため、次の措置をとる。
 - ① 当行の役職員は、監査役監査に対する理解を深め、監査環境の整備に努める。
 - ② 当行の監査役は、定期的に代表取締役と会合を持ち、重要課題等についての意見交換及び必要と判断される事項についての要請を行う。
 - ③ 当行の監査役は、取締役会、経営会議等その他重要な会議への出席、内部監査部門・会計監査人との連携を通じ、実効的な監査業務を遂行する。
 - ④ 当行の監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士等の外部の専門家の助言を受けることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制 (いわゆる「内部統制システム」) の運用状況の概要については次のとおりです。

イ. コンプライアンス体制について

- ・ 役職員がコンプライアンスに関し取り組むべき具体的な実践計画として「平成28年度コンプライアンス・プログラム」を制定し、コンプライアンスの取組みについて全役職員への浸透を図っております。
- ・ 当事業年度は、「法令等遵守委員会」を12回開催し、法令等遵守に関する重要な事項を協議しております。また、社外の有識者を中心として構成される「コンプライアンス委員会」についても1回開催し、コンプライアンスに関する取組みについて客観的な評価を得ながら、協議しております。
- ・ 当行及びグループ会社の役職員が不利な取扱いを受けることなく通報できる 内部通報制度を周知しております。当事業年度において、重要な法令違反等 に関わる内部通報案件はありませんでした。

ロ. リスク管理体制について

- ・ 当事業年度は、「リスク管理委員会」を12回開催し、当行グループ全体のリスクを総合的に把握、認識し、適切な対応策を協議しております。
- ・ 当行は、大規模地震・津波等の自然災害やその他の緊急事態の発生時において社会的責務として銀行の重要業務を継続するための業務継続計画 (BCP) を策定しており、計画の実効性を確保するために訓練等を通じて有効性を検証し、継続的に改善に努めております。

ハ. 取締役の職務執行について

- ・ 当事業年度は、取締役会を15回開催したほか、重要事項について協議する経営会議を43回開催し、各種委員会についても適宜開催しております。
- ・ 取締役会は、各部門を担当する取締役等から、中期経営計画や年度事業計画 の進捗状況を含む業務執行に関する報告を受けております。

二. グループ会社の管理体制について

- ・ 当行は、「関連会社管理規程」に基づき、関連会社(グループ会社)から必要な事項について、事前協議または報告を受けております。
- ・ 当事業年度は、各関連会社との「関連会社会」をそれぞれ2回開催し、情報 の共有化及び連携の強化を図っております。
- ・ 当行内部監査部門は、定期的に関連会社の監査を実施し、関連会社の業務の 適正を確保するとともに、当行と関連会社との間における不適切な取引また は会計処理を防止しております。

ホ. 監査役の監査に関する取組みについて

・ 当事業年度は、監査役全員をもって構成されている監査役会を14回開催し、 監査に関する重要な事案について、協議・決議を行っております。

- ・ 監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、重要課題についての意見交換等を行っております。
- ・ 監査役は、取締役会、経営会議等その他重要な会議への出席、内部監査部 門・会計監査人との密接な連携を通じて、実効的な監査業務を遂行しており ます。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

該当事項はありません。

第207期末 (平成29年3月31日現在) 貸借対照表

	科目	金額	科目	金額
	(資産の部)	业贸	(負債の部)	业 設
買商	強 け 金 現 け 銭 情証 国 は 国 日 日	671,678 45,124 626,554 799 123 68 55	強 金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金	3,829,914 176,120 1,732,488 25,546 8,280 1,807,806 79,672
貸	事債債債式券金形付付越証の手貸貸貸価の手貸貸貸価の手貸貸貸	1,308,015 394,851 250,756 206,849 50,619 404,938 2,820,552 20,249 77,331 2,450,927 272,044	会一金金金替替替債債等 () () () () () () () ()	128,766 208,500 180,206 245,410 245,410 25 0 25 10,000 39,987 858
外	国 為	2,156 1,067 62 1,026	未 払 費 用 前 受 収 益 金 融 派 生 商 金融 品 会 会	2,783 1,210 995 977
	の 他 資 産 前 払 費 収 払 収 を の 点 の の の	25,249 146 3,171 2,033 19,898	リース 債 務 資産 に の の 負 債 その 他 の 労 引 当金 軽 服 預金払 戻損失引当金	1,304 749 31,107 32 1,133
3	形 固 定 資 建 物 地 ご み り り り り り り り り り り り り り	36,329 12,571 19,292 1,304 30 3,130	偶 発 損 失 引 当 金 繰 延 税 金 負 債 再評価に係る繰延税金負債 支 払 承 諾 負 債 の 部 合 計 (純資産の部)	497 3,541 45 9,062 4,657,123
	形 固 定 資 産 ソ フ ト ウ ェ ア その他の無形固定資産 払 年 金 費 用	4,772 4,512 260 5.388	資 本 金 資 本 剰 余 金 資 本 準 備 金 その他資本剰余金	80,096 654 259 394
支貸	払 承 諾 見 返 倒 引 当 金	9,062 △22,837	利 利	97,186 5,096 92,089 92,089 △881 177,056 27,000 △46 104 27,059 52 204,167
資	産の部合計	4,861,291	負債及び純資産の部合計	4,861,291

第207期 [平成28年4月1日から] 損益計算書

##	科目	金額
2		
	資 金 運 用 収 益	48,668
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	貸 出 金 利 息	34,161
できた 利利 息		
Rome		
受	ア の 他 の 哥 7 利 自	
受	役務取引等収益	
その他業務、収益 3,117 商品有無証 4 国債無証 111 その他経常収益 4,975 機工 4,975 機工 4,975 機工 4,975 機工 4,975 機工 4,975 機工 4 20 2,744 その他経常収立 2,744 1,608 2 2 7,744 その他を経常取出 2,318 2 2,318 2 2 3,504 2,318 2 2 3,504 2,318 2 2 3,504 2 4 2,318 2 2 4 2,318 2 2 4 2 4 4 4 2 4 4 4 4 4 4 5 4 4 4 5 4 5 5	ウ 人 為 斉 丰 叙 料	2,794
国金融の他の経常収益 1111 そのの他の経常収益 4,975 そのかしの経常収益 4,975 そのかしの経常収益 4,975 そのかしの経常収益 4,975 を	その他の役務収益	
国金融の他の経常収益 1111 そのの他の経常収益 4,975 そのかしの経常収益 4,975 そのかしの経常収益 4,975 そのかしの経常収益 4,975 を	その他業務収益	
金・の 他 の 学	間 面 有 12 一	
その他の経常収益		
では、	その他の業務収益	0
では、	そ…の」他」経」常」収「益」	4,975
その他の経常収益		
接 常 費 用 3,504		
資金調金 期息 3,504 預額金 利息息 26 コールでする 26 コールでする 人19 債務 日の別息 947 借日取引支払利息 104 金のの取引息 0 役務 払のののうち等 費 用 4,855 支 のの他 養 替 券 費 用 4,690 そのの他 為債債費 4,690 イのの職業 替 券 費 用 4,690 イのの場 業 費 用 4,690 イの場債費 1 第 費 用 4,843 資債出金金債 4,843 資債出金金債 1,976 資付出金金債 1,976 資付出金金債 1,609 その他の経常費用 1,609 その他のの経常費用 1,609 その他のののでは、 2,4843 1,976 548 大の他ののでは、 1,976 日本のののでは、 1,976 日本ののののでは、 1,976 日本ののののでは、 1,976 日本ののののでは、 1,976 日本のののののでは、 1,976 日本ののののでは、 1,976 日本ののののでは、 1,976 日本のののののでは、 1,011 大名のののでは、 11,670 大名のでは、 11,670 大名のでは、 11,670 大名のでは、 11,670 大名のでは、 11,011 <tr< th=""><th>経常・中田</th><th>55.244</th></tr<>	経常・中田	55.244
競譲渡	資 金 調 達 費 用	3,504
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	預 金 利 息	2,318
(債券貸借取引支払利息 947 (借用金利息 104 金利スワップ支払利息 0 その他の支払利息 0 後務取引替 費用 4,855 支払 為 替 手 数 用 546 そのの他業務 費 用 4,308 その他業務 費 用 4,690 外 国債等 債債券 売 間損損 4,055 国債債等	譲渡性領金利息	
借 用 金 利 息 126 社社 債 104 金利 スワップ支払利息 0 そのの他のの支払利息 0 後務取引替 手数 用 4,855 支払 為 替 手数	は	947
社 債 利 息 0 0 7 支払利息 7 546	借用金利息	
その他の支払利息 0 後務収引等費用 4,855 支払為替手数料 546 その他の後務費用 4,308 その他業務費用 4,690 外国為替売買損 4,055 国債等賃券券買用 4,055 国債等賃費 37,350 その他経費費用 4,843 1,976 4,843 1,976 548 株式等売却損 1,609 その他の経常費用 709 経常利益 1,609 その他の経常費用 16 特別利益 16 固定資産処分益 16 特別人 491 固定資産処分損 111 減損失 111 固定資産拠分損 111 減損 491 固定資産別分損 11,670 法人稅、住民稅及び事業稅 1,011 法人稅、管民稅及び事業稅 1,011 大名 1,011 大名 454	社 債 利 息	
役務取引等費用 4,855 支払為替手数料 546 その他の業務費用 4,308 その他業務売買損 4,690 外国為替売買損 4,055 国債等債券売期 4,055 国債等債券營費和 1 营業経費用 37,350 その他経常費用 4,843 貸出当金繰入額 1,976 貸出出金額 548 株式等売却損 1,609 その他の経常費用 709 経常利益 1,609 その他の経常費用 16 特別利益 16 固定資産処分益 16 特別 491 固定資産処分損 111 減損失 380 税引前当期純利益 1,011 法人税、住民税及び事業税 1,011 法人税等調整額 454	金利スワップ支払利息	
支払為替手数費用 546 その他の発費用 4,308 その他業務費用 4,690 外国為替売買損 4,055 国債等債券売却損 1 営業経費 37,350 その他経常費用 4,843 貸間出金繰入却 1,976 資出金機費用 548 株式等売却損 1,609 その他の経常費用 10 整常利益 1,609 その他の経常費用 1,609 大り別費を見からいまでは、1,000 1,000 財産 ののののでは、1,000 1,000 大り別費を見がある。 1,000 大り間のでは、1,000 1,000 大り間のでは、1,000 1,000 大り間のでは、1,000 1,000 大り間のでは、1,000 1,000 大り間のでは、1,000 1,000 1,000	て の 他 の 文 払 利 息 2 路 取 리 笙 寿 田	
その他の後務費用 4,308 その他業務費用 4,690 外国為替売買損 633 国債等債券売買和 1 営業経費 37,350 その他経常費用 4,843 貸倒引当金繰入期額 1,976 貸出出金價期 1,609 その他の経常費用 709 経常利益 12,145 特別利益 16 固定資産処分益 16 特別損失 491 固定資産処分損 111 減損失 380 税引前当期純利益 1,011 法人税、住民税及び事業稅 1,011 法人税等調整額 454	古 4、	
(大) 国 (その他の役務費用	4,308
(大) 国 (そしのこ他、業、務、費、用に	
国債等債券償却 1 37,350 4 4,843 6	外国局管元具規	
営業経費用 37,350 その他経常費用 4,843 貸倒引当金線入額 1,976 貸出金債 1,609 その他の経常費用 709 経常利益 12,145 特別利益 16 固定資産処分益 16 特別損失 491 固定資産処分損 111 減損損 380 税引前当期純利益 1,011 法人税、住民税及び事業税 1,011 法人税等調整額 454	国 信 等 信 券 僧 却	
その他経常費用 4,843 貸倒引当金繰入額 1,976 貸出金機入額 548 株式等売却損 1,609 その他の経常費用 709 経常利益 12,145 特別利益 16 固定資産処分益 16 特別損失 491 固定資産処分損 111 減損失 380 税引前当期純利益 1,011 法人税、住民税及び事業税 1,011 法人税等調整額 454	マイス	37,350
第	その他経常費用	4,843
株 式 等 売 却 損 1,609 そ の 他 の 経 常 費 用 709 経 常 利 益 12,145 特 別 利 益 16 固 定 資 産 処 分 益 16 特 別 損 失 491 固 定 資 産 処 分 損 111 減 損 損 失 380 税 引 前 当 期 純 利 益 11,670 法人税、住民税及び事業税 1,011 法 人 税 等 調 整 額 454	算倒 5	
その他の経常費用 709 経常利益 12,145 特別利益 16 固定資産処分益 16 特別損失 491 固定資産処分損 111 減損損失 380 税引前当期純利益 11,670 法人税、住民税及び事業税 1,011 法人税等調整額 454	は	
経常 利益 12,145 特別 利益 16 固定資産処分益 16 特別 失 491 固定資産処分損 111 減損損失 380 税引前当期純利益 11,670 法人税、住民税及び事業税 1,011 法人税等調整額 454	その他の経常費用	709
固定資産処分益 16 特別損失 491 固定資産処分損 111 減損失 380 税引前当期純利益 11,670 法人税、住民税及び事業税 1,011 法人税等調整額 454	経 常 利 益	
特別 損失 491 固定資産処分損 111 減損 大 380 税引前当期純利益 11,670 法人税、住民税及び事業税 1,011 法人税等調整額 454	特別利益 田安姿度加公米	
固定資産処分損 111 減損 損 380 税引前当期純利益 11,670 法人税、住民税及び事業税 1,011 法人税等調整額 454		
減 損 損 失 380 税 引 前 当 期 純 利 益 11,670 法人税、住民税及び事業税 1,011 法 人 税 等 調 整 額 454	因 定 資 産 加 分 揖	
	減 損 損 失	
法 人 税 等 調 整 額 454	税引前当期純利益	1,670
	本 八 代、 注 氏 代 及 U 争 耒 祝 法 人 税 等 調 整 額	
当 期 純 利 益 10,204		

第207期末 (平成29年3月31日現在) 連結貸借対照表

	科			B		金	額		科		E	3		金		額	
		(資産	の部))					(負債の	部)						
現	金	Ĭ	頁	け	金		671,707	預					金		3,8	322,913	
買	入	金	銭	債	権		799	譲	渡	性	7	頁	金		1	18,766	
商	品	有	価	証	券		123	=-	-ルマ:	ネーズ	び売	護手	形		2	208,500	
有	f	価	ā	E	券	1	,305,660	債券	\$貸借	取引	受入	担保	金		1	80,206	
貸		Ł	Ħ		金	2	,812,871	借		用			金		2	245,410	
外	[玉	為	3	替		2,156	外	3	3	為		替			25	
そ	の	f	也	資	産		39,140	社					債			10,000	
有	形	固	定	資	産		36,224	そ	の	他	Í		債			50,018	
	建				物		12,572	退	職給	付に	係る	る負	債			20	
	土				地		19,235	役!	員退	職慰	労 5	引当	金			32	
	IJ	_	ス	資	産		612	睡り	民預金	払戻	損失	引当	金			1,133	
	建	設	仮	勘	定		30	偶	発 排	美失	引	当	金			497	
	その	他の	有形	固定資	資産		3,774	繰	延	税	金	負	債			5,895	
無	形	固	定	資	産		5,262	支	扫		承		諾			9,062	
	-	フー	\		ア		4,829	負	債		部	合	計		4,6	52,481	
	IJ	_	ス	資	産		167		(糸	・ 資産	の部)						
				固定資			265	資		本			金			80,096	
退	職給				産		12,769	資	本	剰		余	金			2,311	
繰	延	税	金	資	産		777	利	益	剰		余	金		1	00,802	
支	払	承	諾	見	返		9,062	自	=		株		式			△881	
貸	倒	-	31	当	金		△26,095	株	主		本	合	計		1	82,328	
)他有	西証 券			金			27,186	
								繰		\ ツ			益			△46	
									総給付							5,133	
									他のき							32,273	
								新	株	予		约	権			52	
								非	支酉		主	持	分			3,323	_
								純	資産		部	合	計			17,978	
資	産	の	部	合	計	4	,870,459	負債	責及び	純資	産の	部合	計		4,8	370,459	

第207期 【 $^{\text{平成28}\ +\ 4\ Fl 1\ Hhh}$] 連結損益計算書

科 目	金額
経 常 収 益	75,485
資 金 運 用 収 益	48,691
貸 出 金 利 息	34,179
有 価 証 券 利 息 配 当 金	14,005
コールローン利息及び買入手形利息	1
預 け 金 利 息	324
その他の受入利息	180
役務取引等収益	13,023
その他業務収益	8,149
その他経常収益	5,621
償 却 債 権 取 立 益	1,272
その他の経常収益	4,348
経 常 費 用	61,923
資 金 調 達 費 用	3,504
預 金 利 息	2,318
譲渡性預金利息	25
コールマネー利息及び売渡手形利息	△19
債券貸借取引支払利息	947
借 用 金 利 息	126
社 債 利 息	104
その他の支払利息	1
役 務 取 引 等 費 用	4,250
その他業務費用	8,655
営 業 経 費	39,482
その他経常費用	6,029
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	2,022
その他の経常費用	4,007
経 常 利 益	13,562
特別利益	16
固定資産処分益	16
特別損失	326
固定資産処分損	112
減 損 損 失	214
税金等調整前当期純利益	13,252
法人税、住民税及び事業税	1,361
法人税等調整額	734
法人税等合計	2,096
当期純利益	11,156
非支配株主に帰属する当期純利益	127
親会社株主に帰属する当期純利益	11,028

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

株式会社紀陽銀行 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 新 田 東 平 印 指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦 印 指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦 印 指定有限責任社員 公認会計士 北 口 信 吾 印 普 致 劫 行 社 昌

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社紀陽銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第207期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

株式会社紀陽銀行 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社紀陽銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が 実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重 要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有 効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際し て、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関 連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法 並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討 することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社紀陽銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利 害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第207期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借 対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに 連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注 記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、 当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行につい ても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

株式会社 紀陽銀行 監査役会

 常勤監査役
 樋
 □
 勝
 二
 ⑩

 常勤監査役
 葉
 糸
 正
 浩
 ⑪

 監査役
 大
 平
 勝
 之
 ⑪

 監査役
 山
 野
 裕
 ⑩

(注) 監査役松川雅典、監査役大平勝之及び監査役山野裕は、会社法第2条第16号及び 第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、地域金融機関としての公共性に鑑み、長期的に安定した経営基盤の確保や財務体質強化を目的とする適切な内部留保蓄積と、株主還元強化の両立を目指すこと、および収益力・資本効率等を示す指標を経営目標として掲げ、株式価値向上に努めることを基本方針としております。

このような基本方針に基づき、第207期の業績および将来の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案し、剰余金の処分については、次のとおりとさせていただきたく存じます。 期末配当に関する事項

- 配当財産の種類
 金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当行普通株式 1 株につき金35円といたしたいと存じます。 なお、配当総額は2.449.456.520円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 平成29年6月30日といたしたいと存じます。

くご参考>

第2号議案から第7号議案に共通するご参考事項

当行は、コーポレート・ガバナンス体制を一層強化するため、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号、以下、「改正会社法」という。)によって新たに創設された監査等委員会設置会社に移行したいと考えております。本招集ご通知の37頁から53頁に記載の第2号議案から第7号議案は、いずれも移行に関連する議案ですので、これらをご提案するにあたり、監査等委員会設置会社の概要および当行が監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行する理由について、ご説明申しあげます。

■ 監査等委員会設置会社の概要

- 監査等委員会設置会社とは、監査等委員会を置く株式会社をいいますが、監査役や監 査役会を置くことはできません。
- 監査等委員会は、3人以上の監査等委員である取締役で組織され、かつ、その過半数は、社外取締役でなければなりません。また、監査等委員以外の取締役の任期は1年であるのに対して、監査等委員である取締役の任期は2年となります。
- 監査等委員である取締役は、取締役会における議決権を有しており、取締役の選解任 議案の決定や代表取締役の選定・解職、その他業務執行の意思決定全般(取締役に決 定が委任されたものを除く。)に関与します。また、監査等委員会は、監査等委員以外 の取締役の選解任や報酬について、株主総会において意見を述べる権限も有します。 これらの点で、監査等委員・監査等委員会は、監査役・監査役会に比べ、監督機能が 強化されています。
- 監査等委員会設置会社は、定款の定めがある場合等に、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができます。これにより、委任を受けた取締役が業務上の意思決定を迅速に行い、機動的に業務執行することが可能となります。一方で、取締役会は業務執行者に対する監督機能を強化することが可能となります。

■ 移行する理由

当行は、監査等委員会設置会社に移行することで、監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む。)に取締役会における議決権を付与し、取締役会の監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ってまいります。

■ 第2号議案から第7号議案について

監査等委員会設置会社に移行するためには、定款を変更する必要がありますので、第2号議案「定款一部変更の件」において、その他の変更と併せ、ご提案するものであります。

また、監査等委員会設置会社においては、監査等委員以外の取締役と監査等委員である取締役とを区別して選任する必要があることから、第3号議案では監査等委員以外の取締役の選任を、第4号議案では監査等委員である取締役の選任を、それぞれご提案するものであります。

さらに、監査等委員会設置会社においては、取締役の報酬等の額も、監査等委員以外の 取締役と監査等委員である取締役とを区別して定めなければならないことから、第5号 議案では監査等委員以外の取締役の報酬等の額を、第6号議案では監査等委員である取 締役の報酬等の額を、また、第7号議案では監査等委員以外の取締役に対するストッ ク・オプション報酬等の額および内容決定を、それぞれご提案するものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
- (1)「改正会社法」により監査等委員会設置会社が新たに創設されたことから、コーポレー ト・ガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的とし て、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。これに伴い、当行定款につきま して、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査 役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2)「改正会社法」により、業務執行を行わない取締役との間でも責任限定契約を締結する ことが可能となっているため、規定の一部を変更するものであります。なお、この変 更につきましては、各監査役の同意を得ております(変更案第31条)。
- (3)その他、上記の変更に伴う条数の繰り上げ等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

	(下線は変更部分を示します。)
現 行 定 款	定款変更(案)
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条~第3条 (記載省略)	第1条~第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の	第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の
機関を置く。	機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) <u>監査等委員会</u>
(4) 合計 本 1	
(4) 会計監査人 第5条 (記載省略)	3) 会計監査人 第5条
カン木 (山戦自唱)	カラ木
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条~第12条 (記載省略)	第6条~第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条~第20条 (記載省略)	第13条〜第20条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数) 第31名 米銀行の取締役(駅本等系号でよる取締役を
第21条 当銀行の取締役は20名以内とする。	第21条 当銀行の取締役 (監査等委員である取締役を
(新 設)	<u>除く。)</u> は20名以内とする。 2 当銀行の監査等委員である取締役は6名
(利	2 <u>国戦行の無重守安員である</u> 敬権収録して 以内とする。
	×1 1 C 7 0 0

現行定款

(取締役の選任)

第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2~3 (記載省略)

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主 総会の終結の時までとする。

(新 設)

2 増<u>員または</u>補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任</u>取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役の報酬)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価 として当銀行から受ける財産上の利益<u>(以下</u> 「報酬等」という)は、株主総会の決議によっ て定める。

(代表取締役および役付取締役)

- 第25条 取締役会は、その決議によって代表取締役を 選定する。
 - 2 取締役会はその決議をもって取締役中から取締役会長1名、取締役頭取1名、取締役副頭取1名、専務取締役および常務取締役をそれぞれ若干名選定することができる。
 - 3~4 (記載省略)
 - 5 取締役会長が選定されていないとき、または事故があるときは、取締役頭取がこれに代わり、取締役頭取に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がその職務を代行する。

第26条 (記載省略)

定款変更(案)(取締役の選任)

第22条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以 外の取締役とを区別して、株主総会の決議に よって選任する。

2~3 (現行どおり)

(取締役の任期)

- 第23条 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の 任期は、選任後1年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主総会の終 結の時までとする。
 - 2 監査等委員である取締役の任期は、選任 後2年以内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時株主総会の終結の 時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等 委員である取締役の任期は、退任した監査等 委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役の報酬)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価 として当銀行から受ける財産上の利益は、監 査等委員である取締役とそれ以外の取締役と を区別して、株主総会の決議によって定める。

(代表取締役および役付取締役)

- 第25条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査</u> 等委員である取締役を除く。)の中から代表取 締役を選定する。
 - 2 取締役会はその決議をもって取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)の</u>中から取締役会長1名、取締役頭取1名、<u>その他役付取締役</u>を若干名選定することができる。
 - 3~4 (現行どおり)
 - 5 取締役会長が選定されていないとき、または事故があるときは、取締役頭取がこれに代わり、取締役頭取に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)がその職務を代行する。

第26条

(現行どおり)

現行定款

定款变更(案)

(取締役会の招集)

第27条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監│第27条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日 査役に対し会日より7日前に発する。ただし、 緊急の必要あるときはこれを短縮することが できる。

2 取締役および監査役の全員の同意がある ときは、招集の手続を経ないで取締役会 を開催することができる。

第28条

(記載省略)

(新 設)

第29条 (記載省略)

(社外取締役の責任限定)

第30条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定によ 第31条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定によ り、社外取締役との間に、任務を怠ったこと による損害賠償責任を限定する契約を締結す ることができる。当該契約に基づく責任の限 度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第31条 当銀行の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使する ことができる株主の議決権の3分の1以 上を有する株主が出席し、その議決権の 過半数をもってこれを行うものとする。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主 総会の終結の時までとする。

> 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠と して選任された監査役の任期は、退任し た監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役 を選定する。

(監査役の報酬)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって 定める。

(取締役会の招集) より7日前までに発する。ただし、緊急の必 要あるときはこれを短縮することができる。

> 2 取締役全員の同意があるときは、招集の 手続を経ないで取締役会を開催すること ができる。

第28条

(現行どおり)

(重要な業務執行の決定の委任)

第29条 当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定 により、取締役会の決議によって、重要な業 務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除 く。) の決定の全部または一部を取締役に委任 することができる。

第30条

(現行どおり)

(取締役の責任限定)

り、取締役(業務執行取締役等であるものを 除く。)との間に、任務を怠ったことによる損 害賠償責任を限定する契約を締結することが できる。当該契約に基づく責任の限度額は、 法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監 査等委員を選定することができる。

(削 除)

る契約については、なお同定時株主総会の決議 による変更前の定款第38条の定めるところに

よる。

現行定款 定款变更(案) (監査等委員会の招集) (監査役会の招集) 第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日 第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に より7日前に発する。ただし、緊急の必要あ 対し会日より7日前までに発する。ただし、 るときはこれを短縮することができる。 緊急の必要あるときはこれを短縮することが できる。 2 監査役の全員の同意があるときは、招集 2 監査等委員全員の同意があるときは、招 の手続を経ないで監査役会を開催するこ 集の手続を経ないで監査等委員会を開催 とができる。 することができる。 (監査等委員会規程) (監査役会規程) 第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本 第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款 のほか、監査役会において定める監査役会規 定款のほか、監査等委員会において定める監 程による。 査等委員会規程による。 (社外監査役の責任限定) (削 第38条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定によ り、社外監査役との間に、任務を怠ったこと による損害賠償責任を限定する契約を締結す ることができる。当該契約に基づく責任の限 度額は、法令が規定する額とする。 第6章 計 第6章 計 第39条~第42条 (記載省略) 第35条~第38条 (現行どおり) (新 則 設) (社外監査役の責任限定契約に関する経過措置) 第1条 第207期定時株主総会終結前の社外監査役(社 外監査役であった者を含む。) の行為に関する 会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定す

第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 9名選任の件

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますことにより、取締役11名全員は定款変更の効力が生じた時をもって任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案にかかる決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、発生いたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、取締役候補者の選任にあたりましては、指名諮問委員会の審議を経て決定しております。

同委員会は取締役等の役員人事の透明性を向上させるため、取締役会からの諮問を受けて審議を実施する任意の諮問機関であり、委員は独立社外取締役が半数以上を占めるとともに、 委員長を独立社外取締役としております。

候補者番 号		E	Ε =	各		現在の当行における地位
1	かた 片	やま山	ひる 博	_{в д}	再 任	代表取締役会長
2	松	ぉゕ <mark>団</mark>	靖	р <u>в</u>	再 任	代表取締役頭取 兼 頭取執行役員
3	島		慶	ت 	再 任	取締役常務執行役員
4	ため 篇	ぉゕ <mark>団</mark>	英	曹昌	再 任	取締役常務執行役員
5	たけ 竹	なか	* し 義	<u>ځ</u>	再 任	取締役常務執行役員
6	υ 	野	か ず 禾 □	びさ	再 任	取締役執行役員
7	ぁき	樂	泰	きで	再 任	取締役執行役員
8	まし 昔	むら 村	宗	いち	再 任	取締役執行役員
9	原		がる	ه خ	新 任	執行役員

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所 有 す る 当行の株式数
1	再任	昭和 47年 2 月 当行入行、名古屋支店長・人事部副部長等を歴任 平成 5 年10月 営業推進部長 平成 7 年 6 月 堺支店長 平成 9 年 4 月 総合企画部長 平成 9 年 6 月 取締役総合企画部長 平成 9 年 8 月 取締役総合企画部長 平成 10年12月 取締役総合企画部長 平成 11年 4 月 取締役総務部長 平成 11年 4 月 取締役総務部長 平成 11年 4 月 取締役総務部長 平成 13年 5 月 常務取締役統括母店長兼東和歌山支店長 平成 13年 6 月 常務取締役 平成 13年 6 月 代表取締役領取 平成 14年 4 月 代表取締役領取 平成 18年 2 月 株式会社紀陽ホールディングス代表取締役社 長 平成 27年 6 月 代表取締役会長(現任)	39,514株
	を務め、銀行の経営	理由] 命役に就任し、平成14年4月より平成27年6月まで取締役頭取 管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有してお して、引続き経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者とし	
2	再任 松 岡 靖 之 (昭和30年10月18日生) 在任年数 12年 [取締役候補者とした 平成17年6月より取 営管理を的確、公正が	昭和53年4月 当行入行、本店営業部次長・白浜支店長等を歴任 平成14年6月 経営企画部秘書室長 平成14年10月 改革プロジェクト推進室長兼秘書室長 平成15年4月 経営企画本部副本部長 平成15年4月 経営企画本部部長 平成17年6月 経営企画本部部長 平成21年6月 常務取締役本店営業部長 平成24年6月 常務取締役 平成25年6月 常務取締役 平成27年6月 代表取締役頭取 平成27年6月 代表取締役頭取 平成27年6月 代表取締役頭取 東成27年6月 代表取締役の政兼頭取執行役員(現任) 理由] 締役に就任し、平成27年6月より取締役頭取を務め、銀行の経 かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役と 貢献できる人物と判断し、取締役候補者としました。	23,103株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所 有 す る 当行の株式数
3	再任 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	昭和56年4月 当行入行、業務企画部副部長・公務営業部副部長・経営企画部副部長等を歴任 平成15年4月 堀止支店長 平成17年4月 営業推進本部部長 営業推進本部の長 営業推進本部の長 平成18年10月 営業推進本部ピクシス営業部長兼リテール営業部長 平成20年10月 融資部長 平成21年6月 執行役員融資部長 平成22年6月 取締役大阪北事業部長兼大阪南事業部長 平成25年6月 常務取締役東京本部長兼東京支店長 平成25年6月 常務取締役営業推進本部長兼大阪本部長 平成26年10月 常務取締役営業推進本部長兼和歌山事業部長 平成26年10月 常務取締役営業推進本部長兼和歌山事業部長 平成27年6月 常務取締役 平成27年6月 常務取締役 平成27年6月 常務取締役 平成27年6月 財務取締役 平成27年6月 財務取締役 平成27年6月 財務取締役 平成27年6月 財務取締役 平成27年6月 財務取締役 平成27年6月 財務取締役 平成28年6月より り経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有し 段として、引続き経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者	12,300株
4	り取締役を務め、銀行	昭和57年4月 当行入行 平成13年4月 経営企画部副部長 平成18年10月 経営企画本部経営企画部長 平成19年8月 東和歌山支店連合店統括支店長 平成21年10月 営業推進本部営業統括部長兼リテール営業部 長 平成22年6月 執行役員営業推進本部営業統括部長 平成24年6月 取締役大阪事業部長 平成27年6月 常務取締役 平成28年6月 取締役常務執行役員(現任) (現在の担当) 経営企画部 理由] 歌山支店連合店統括支店長等を歴任したほか、平成24年6月よ の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有 帝役として、引続き経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補	12,200株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所 有 す る 当行の株式数
5	経営管理を的確、公正	昭和58年4月 当行入行、泉北支店長・営業推進部部長代理等を歴任 平成17年10月 経営企画本部副部長 平成18年4月 総合管理本部副部長 平成18年10月 人事部副部長 平成19年10月 人事部長 平成23年6月 執行役員人事部長 平成25年6月 取締役 平成27年6月 取締役 平成27年6月 取締役 平成27年10月 取締役 平成27年10月 取締役 平成29年4月 取締役常務執行役員 平成29年4月 取締役常務執行役員 平成29年4月 取締役常務執行役員 東京本部長兼東京支店長 (現任) 理由] 長等を歴任したほか、平成25年6月より取締役を務め、銀行の Eかつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役 こ貢献できる人物と判断し、取締役候補者としました。	10,600株
6	再任 の野 和 彦 (昭和35年7月1日生) 在任年数 2年 「取締役候補者とした 岸和田支店連合店統: 締役を務め、銀行の約	昭和59年4月 当行入行、和歌山市駅前支店長・本店営業部 次長等を歴任 平成17年4月 経営企画本部副部長 営業推進本部営業統括部長兼リテール営業部 長 営業推進本部リテール営業部長 平成20年4月 営業推進本部リテール営業部長 平成21年10月 岸和田支店連合店統括支店長 平成24年6月 執行役員岸和田支店連合店統括支店長 平成24年10月 執行役員大阪支店長 平成27年6月 取締役営業推進本部長兼和歌山事業部長 平成28年6月 取締役対行役員(現任)	8,500株

(7 t 4 +/				7 + + -
候補者	氏 名	/11/- /-	所有する	
番号	(生年月日)	(地1)	Z及び担当並びに重要な兼職の状況)	当行の株式数
			当行入行、平野支店長・本店営業部次長等を 歴任 本店営業部副部長	
	再 任		学生	
	明樂泰彦		営業推進本部営業統括部副部長	
	73 711 33 12	平成 19年 1 月		
	(昭和36年7月25日生)	平成 21 年10月		
7	在任年数	平成24年6月		6,200株
	2年	平成 24年10月		
	2+	平成 27年 6 月 平成 27年10月	取締役融資本部長	
			取締役執行役員本店営業部長(現任)	
	 取締役候補者とした	1	双种仅朔1]仅具本占名未即区(况正)	
			ほか、平成27年6月より取締役を務め、銀行	
			家行する知識・経験を有しており、当行の取締	
			物と判断し、取締役候補者としました。	
			大蔵省入省、在アルゼンティン日本国大使館	
			二等書記官、アジア開発銀行理事代理、銀行	
			局保険部保険第一課調査室長、日本たばこ産	
			業株式会社企画グループ経営企画部部長、国	
			土庁計画・調整局特別調整課長等を歴任	
			金融庁監督局保険課長	
	再 任		預金保険機構金融再生部審議役	
	よし むら そう いち		関東財務局総務部長	
	吉村宗 一		大臣官房地方課長	
	(昭和32年2月7日生)	平成 18年 7 月 平成 19年 7 月	預金保険機構金融再生部長 福岡財務支局長	
	, -,		福岡財務又同民 米州開発銀行アジア事務所長	
8	在任年数		財務総合政策研究所次長	1,400株
	1年	平成22年7月		
		平成23年6月		
			独立行政法人日本貿易振興機構理事	
		平成27年10月	財務省退職	
		平成 27年12月	当行執行役員	
		平成28年6月	取締役執行役員(現任)	
		(現在の担当)	業務監査部、リスク統括部	
	[取締役候補者とした		A -1	
			金融面における豊富な専門知識や実務経験に基	
		とし(、引続き経)	営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者と	
	しました。			

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所 有 す る 当行の株式数
9	行の経営管理を的確、	昭和60年4月 当行入行、吉備支店長・住吉支店長等を歴任平成22年6月 事務システム部長平成24年10月 田辺支店長 中成26年6月 執行役員田辺支店長平成27年6月 執行役員営業推進本部営業統括部長平成28年6月 執行役員営業推進本部長兼営業企画部長平成29年4月 執行役員営業推進本部長兼営業統括部長平成29年4月 執行役員(現任)(現在の担当) 人事部、総務部理由] 古長等を歴任したほか、平成26年6月より執行役員を務め、銀公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取員献できる人物と判断し、取締役候補者としました。	4,700株

- 1. 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 在任年数は、本定時株主総会終結時の年数で記載しております。

第4号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますことにより、監査役5名全員は定款変更の効力が生じた時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案にかかる決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、発生いたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、監査等委員である取締役候補者の選任にあたりましては、指名諮問委員会の審議を経 て決定しております。

候補者番号		Е	£ 1	各		現在の当行における地位
1	葉	いと X	± č	びる浩	新任	監査役(常勤)
2	<i>t</i> :	むら 村	か ず 千 □	也	新任	執行役員
3	み ず ノ K	野	は ち 人	ろう 朗	新任社外	取締役(社外)
4	» ≢ Ш	。 野		ゅたか 裕	新任社外	監査役(社外)
5	» ≢ Ш	なか	俊	びる	新任社外	取締役(社外)
6	E U	だ 田		恵	新任社外	

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所 有 す る 当行の株式数
1	成26年6月に執行役 の取締役として、経営	一業務に従事し、リスク統括部長、経営企画部長を歴任し、平 員経営企画部長、平成28年6月より監査役を務めるなど、当行 営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効	6,300株
	性強化をするうえで、 した。 新任 ・ 新任 ・ 前 村 和 也 (昭和37年4月14日生)	十分な経験と見識を有していることから、取締役候補者としま 昭和60年4月 当行入行、六十谷支店長等を歴任 平成19年10月 事務システム部副部長 平成22年6月 営業推進本部リテール営業部長 平成25年4月 東京本部市場営業部長 平成27年6月 執行役員東京本部長兼東京支店長 平成29年4月 執行役員(現任)	
2	し、平成27年6月に 執行役員を務めるなる	理由] 行業務に従事し、六十谷支店長、東京本部市場営業部長を歴任 執行役員東京本部長兼東京支店長に就任以降2年に亘って当行 ご、当行の取締役として、経営から独立した立場で取締役会の意 能の実効性強化をするうえで、十分な経験と見識を有しているこ 当としました。	8,096株
3	た立場で取締役会の見 と見識を有している。 推進について指導いた なお、同氏の当行社が ます。 また、同氏は過去にそ に関与したことはあり	昭和47年4月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 昭和49年4月 和歌山弁護士会に登録換 昭和62年4月 和歌山弁護士会会長、日本弁護士連合会理事 平成15年4月 近畿弁護士会連合会理事長 平成19年6月 株式会社紀陽ホールディングス取締役 平成25年10月 株式会社紀陽ホールディングス取締役退任 平成25年10月 当行取締役(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士水野法律事務所代表 した理由] 圣験と見識を有しており、当行の取締役として、経営から独立し意思決定機能や監督機能の実効性強化をするうえで、十分な経験こと、また、企業経営の健全性の確保、コンプライアンス経営のこだくため、社外取締役候補者としました。 小取締役在任年数は、本総会終結の時をもって3年9ヶ月となり 土外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営 リませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としてできるものと判断しております。	3,700株

(= 1 p 1 f			
候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所 有 す る 当行の株式数
4	新任社外 学校 (昭和16年10月5日生) 「社外取締役候補者と南海電気鉄道株式会社で、経営から独立するうえで、十分なった。	昭和39年4月 南海電気鉄道株式会社入社 平成6年6月 同社経理部長 平成7年6月 同社解務取締役経理部長 平成11年6月 同社常務取締役経理本部長 平成13年6月 同社代表取締役専務経理本部長 平成13年6月 同社代表取締役専務経理本部長 平成17年6月 同社配顧問、南海マネジメントサービス株式会社代表取締役会長 平成19年6月 南海電気鉄道株式会社顧問退任 平成21年6月 南海マネジメントサービス株式会社代表取締役会長退任 平成27年6月 当行監査役 (現任) した理由] はの経理部長を7年担当後、同社代表取締役専務等を歴任し、経いで会計に関する豊富な経験と見識を有しており、当行の取締役立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化を経験と見識を有していることから、社外取締役候補者としまし 米監査役在任年数は、本総会終結の時をもって2年となります。	3,000株
5	新任 社外 学 学 後	昭和47年12月 監査法人朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社 昭和49年10月 公認会計士登録 平成8年9月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)代表社員 平成24年6月 有限責任あずさ監査法人退職山中俊廣公認会計士事務所代表(現任)平成27年6月 学校法人大阪成蹊学園常任監事(現任)平成27年6月 当行取締役(現任)(重要な兼職の状況)山中俊廣公認会計士事務所代表学校法人大阪成蹊学園常任監事高田機工株式会社監査役(非常勤)した理由] 専門的知見と財務および会計に関する豊富な経験と見識を有してとして、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督するうえで、十分な経験と見識を有していることから、社外取締	200株

候補者	氏 名 (生年月日)				
	新任社外	弁護士法人淀屋橋・山上合同入所 平成 23年 4 月 弁護士法人淀屋橋・山上合同パートナー弁護士 (現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人淀屋橋・山上合同パートナー弁護士			
6	た立場で取締役会の見 と見識を有している 推進について指導いた また、同氏は過去にそ に関与したことはあり	した理田」 経験と見識を有しており、当行の取締役として、経営から独立し意思決定機能や監督機能の実効性強化をするうえで、十分な経験にと、また、企業経営の健全性の確保、コンプライアンス経営のただくため、社外取締役候補者としました。 社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営リませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としてできるものと判断しております。	一株		

- (注) 1. 水野八朗氏、山野 裕氏、山中俊廣氏、西田 恵氏は、社外取締役候補者であります。
 - 2. 取締役候補者山中俊廣氏が常任監事を兼務している学校法人大阪成蹊学園および監査役を兼務している 高田機工株式会社と当行との間には通常の銀行取引があります。

上記以外の取締役候補者と当行との間には特別な利害関係がありません。

- 3. 当行は、水野八朗氏、山野 裕氏、山中俊廣氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しております。第2号議案「定款一部変更の件」および本議案が承認可決された場合、当行は、3氏との責任限定契約を継続し、西田 恵氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 - なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - ・社外取締役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき、 善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定義された最低責任限度額を限度と して、その責任を負う。
- 4. 当行は、社外取締役の独立性を確保するため、東京証券取引所が定める基準に加え、当行独自に社外役員の独立性基準を定めております (55頁に記載の通りです)。水野八朗氏、山野 裕氏、山中俊廣氏は、いずれの基準も満たしており、本議案が承認可決された場合、3氏は引き続き東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。

また、西田 恵氏につきましても、いずれの基準も満たしており、本議案が承認可決された場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

当行の取締役の報酬等の額は、平成25年6月27日開催の第203期定時株主総会において、年額500百万円以内(うち社外取締役20百万円以内)とご決議いただき今日に至っておりますが、当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを廃止し、取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額500百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は11名でありますが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名となります。

本議案にかかる決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、発生いたします。

なお、報酬等の額の設定にあたりましては、報酬諮問委員会の審議を経て決定しております。

同委員会は取締役等の報酬等に関する重要事項決定の透明性を向上させるため、取締役会からの諮問を受けて審議を実施する任意の諮問機関であり、委員は独立社外取締役が半数以上を占めるとともに、委員長を独立社外取締役としております。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当行の監査役の報酬等の額は、平成25年6月27日開催の第203期定時株主総会において、年額100百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額100百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は6名となります。

本議案にかかる決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、発生いたします。

なお、報酬等の額の設定にあたりましては、報酬諮問委員会の審議を経て決定しておりま す。

第7号議案 ストック・オプション報酬等の額および内容決定の件

当行の取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、平成27年6月26日開催の第205期定時株主総会において、取締役の報酬等の額とは別枠で、年額50百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額に関する定めを廃止し、会社法第361条の規定に基づき第5号議案でご承認いただく取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)の報酬等の額とは別枠にて、取締役に対して、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額50百万円以内の範囲で割り当てることとさせていただきたいと存じます。

具体的な報酬等の額は、新株予約権を割り当てる日において算出した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。その配分および支給時期等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

現在の取締役は11名でありますが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名となります。

本議案にかかる決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、発生いたします。

新株予約権を割り当てる理由ならびに内容は、次のとおりであります。

1. 報酬として新株予約権を割り当てる理由

当行の業績と株式価値の連動性を一層強めることにより、取締役の企業価値向上への貢献意欲、ならびに株主重視の経営意識を従来以上に高めるためであります。

- 2. 報酬としての新株予約権の内容
- (1)新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1個当たり100株といたします。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当行が普通株式につき、株式分割(当行普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整いたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、 当行は、当行の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うものといた します。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

(2)新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は500個を上限といたします。

(3)新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額といたします。

なお、新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当該払 込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払 込みを要しないものといたします。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

(5)新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、当行の取締役会において定めるものといたします。

(6)新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものといたします。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものといたします。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものといたします。

(8)その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締 役会において定めるものといたします。

(ご参考)

当行は、本定時株主総会終結の時以降、当行の執行役員に対しても上記と同内容の新株 予約権を取締役会決議により発行する予定であります。

第8号議案

退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任される監査役松川雅典氏に対しまして、就任日から平成16年6月29日までの在任期間中の労に報いるため、当行の定める一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

なお、当行は平成16年5月開催の取締役会の決議および監査役の協議において、平成16年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって退職慰労金制度を廃止しておりますので、本議案は廃止時までの在任期間(平成14年6月から平成16年6月までの2年間)における労に対し、退職慰労金を贈呈するものであります。

退職慰労金贈呈の退任監査役の略歴は次のとおりです。

氏	名		略	歴	
松川	まさ のり 雅 典	平成14年6月 当行監査役 現在に至る			

【ご参考】

<社外役員の独立性に関する判断基準>

当行における社外役員(社外取締役および社外監査役)候補者は、現在および原則として 過去3年において、次のいずれの要件にも該当しない者であることを必要とする。

- (1) 当行を主要な取引先(※1) とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (2) 当行の主要な取引先(※2)、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (3) 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等。
- (4) 当行を主要な取引先(※1) とするコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所の 社員等。
- (5) 当行から過去3年平均で年間1,000万円以上の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (6) 当行の主要株主(※3) またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (7) 次に掲げる者(重要(※4)でない者を除く)の近親者(※5)。
- A) 上記(1)~(6) に該当する者。
- B) 当行またはその子会社の取締役、監査役、執行役員等および重要な使用人等。
- ※ 1 当行から当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%以上の支払いを受けた先
- ※2 当行に対して当行の直近事業年度の連結業務粗利益の2%以上の支払いを行った先
- ※3 議決権所有割合10%以上の株主
- ※ 4 会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公 認会計士や弁護士
- ※5 二親等以内の親族

以上

〈メ モ 欄〉		

株主総会会場ご案内略図

■場 所:和歌山市七番丁26-1

ダイワロイネットホテル和歌山 4階「グラン」



■ 交通機関:

バスをご利用の場合

JR和歌山駅・南海本線和歌山市駅より和歌山バスにて「公園前バス停留所」下車徒歩1分



南海本線和歌山市駅より約15分

ご来場の際は、できるだけ公共交通機関をご利用ください。お車でお越しの場合、会場駐車場(和歌山ロイヤルパーキング)が満車の場合は、「市営中央駐車場」をご利用いただきたくお願い申しあげます。ダイワロイネットホテル和歌山 4階「グラン」の株主総会「受付」にてお車でお越しの旨をお申し出ください。

